

ふるさと森林公園森林学習展示館（展示リニューアル）業務 プロポーザル実施要領

1. 趣旨・目的

ふるさと森林公園森林学習展示館において、森林・林業・木材産業と私たちの生活との関わりについてわかりやすく解説するとともに、映像技術や体験型展示などを活用した魅力ある展示施設にリニューアルするため、展示内容・配置の計画、意匠設計、実施設計から施工までを一括して業務委託することとし、魅力的でかつ実現性のある企画を募集し、その中から企画・計画能力、実現能力のある者を公募型プロポーザル方式により委託先として選定する。

2. 委託業務の内容

(1)業務名	ふるさと森林公園森林学習展示館（展示リニューアル）業務
(2)委託期間	令和8年度業務：契約締結の日から令和9年3月26日 令和9年度業務：契約締結の日から令和10年3月下旬（予定） ※2ヶ年に分けて契約する
(3)業務の内容	別添「ふるさと森林公園森林学習展示館（展示リニューアル）業務仕様書」のとおり

3. 応募資格

- (1) 単独の法人もしくは複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独の法人は次の各号を満たすこと、コンソーシアムでの参加は次の各号のそれぞれについて、満たすものを1以上構成員に含めること。
 - (ア) 島根県内に本社、支社又は事業所、営業所を有すること。
 - (イ) 建設業許可（内装仕上工事業）有する者であること。
 - (ウ) 過去15年の間に、国または地方公共団体が発注した博物館、自然館またはこれらに類する施設における同規模以上の類似・関連業務の受託実績があること。
- (3) 単独の法人若しくはコンソーシアムの各構成員は次の各号を満たすこと。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (ウ) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (エ) 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (オ) 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - (カ) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - (キ) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - (ク) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
 - (ケ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年

法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(コ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(サ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(シ) 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、又はコンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

プロポーザル提案参加希望者から提出されたプロポーザル提案参加表明書により参加資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、プロポーザル提案書の提出及びプレゼンテーションを要請する。

(1) 募集期間	令和8年4月17日(金)～6月5日(金)正午 ○参加表明申請 令和8年4月17日(金)～5月8日(金) ○プロポーザル提案書 令和8年5月12日(火)～6月5日(金)正午 ※プロポーザル提案書は参加資格があると通知されたもののみ提出 ※本業務の「実施要領」、「仕様書」、「提出様式(1～4)」は、県林業課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配布する。
(2) 現地説明会	開催しない。 ただし、令和8年4月21日(火)～5月8日(金)までの期間において、島根県立緑化センター担当職員の立ち会いによる現地確認は可能とするので、事前に担当職員へ連絡し日程調整を行うこと。 (連絡先) 島根県立緑化センター TEL:0852-66-3005 担当:川島
(3) プロポーザルの参加表明書の提出	プロポーザルに参加希望の者は、プロポーザル参加表明書(様式1)と類似業務実績調書(様式2)を令和8年5月8日(金)午後5時までに持参または郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時(締切日は正午、土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留で締切日正午必着に限る。
(4) 参加資格通知予定日	令和8年5月11日(月)
(5) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、プロポーザルに係る質問書(様式4)にて、令和8年4月30日(金)午後5時までに電子メールにより提出すること。 電子メールの件名は「学習展示館コンペ質問」とすること。
(6) 質疑の回答方法	プロポーザルの参加資格があると通知をした者に対して、各参加者からの質疑をとりまとめてすべて同じものを回答する。 プロポーザル参加表明書に記載された連絡担当者に対して電子メールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。 メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しないので注意すること。
(7) 質疑の回答予定日	令和8年5月11日(月)
(8) プロポーザル提案書提出期限	令和8年6月5日(金)正午

(9) 提案者プレゼンテーション及び審査予定日	<p>令和8年6月中旬予定（会場は松江市内を予定） プロポーザル提案書提出事業者は、審査会に参加しプレゼンテーションを実施すること。 なお、プロポーザル提案書提出事業者が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。この場合、プレゼンテーションへの参加可否は、プロポーザル提案書提出事業者すべてに通知する。 プレゼンテーション参加事業者へは、併せて時間及び場所を通知する。 ※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、Web会議によるプレゼンテーションに変更する場合がある。</p>
(10) 提案者プレゼンテーションの方法	<p>提案者ごとに、プロポーザル提案書による説明の後に、審査委員からの質問時間を設定する。</p>
(11) 事業予定者の決定	<p>令和8年6月中旬</p>
<p>○提出先及び問い合わせ先 島根県 農林水産部 林業課 緑化センター管理スタッフ 担当：川島、大野 〒699-0406 島根県松江市宍道町佐々布3575番地 TEL：0852-66-3005 電子メール：ryokkasen@pref.shimane.lg.jp</p>	

5. プロポーザル提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル提案書（様式3）により作成する。 ・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とし、20ページ以内（表紙、裏表紙を除く）で作成する。（図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。）
(2) 提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・書面で計5部提出すること。併せて、PDFデータを保存した電子媒体を1部提出すること。 ・令和8年6月5日（金）正午までに持参又は郵送により提出すること。 <p>※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時（締切日は正午まで、土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留で締切日正午必着に限る。</p>
(3) その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書（任意様式）を1部提出すること。 <p>※見積書の写しをプロポーザル提案書（5部）にそれぞれ綴り込むこと。</p>

<p>(4) プロポーザル提案等に係る留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書又はプロポーザル提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②プロポーザル提案書の業務委託に要する見積価格が上限額を超えているもの ③作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ④記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ⑤記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑥虚偽の内容が記載されているもの ・提出以降におけるプロポーザル提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ・プロポーザルの採否は、文書で通知する。 ・採用した提案は、県により内容の一部を変更することがある。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。 ・提出された書類等は、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）に基づき開示する場合がある。
-----------------------------	--

6. 選定方法等

<p>(1) 審査方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・林業課内に、関係部署等で構成された審査委員会を設置し、次項の審査内容及び別添配点表に基づき審査を行い、最高得点者を本業務の事業予定者として選定する。同点が複数ある場合は委員長によるくじ引きにより決定する。 ・プロポーザルが多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。 ・審査の結果、適当と判断されるプロポーザルがない場合は、事業予定者を選定しないことがある。
<p>(2) 審査内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①業務実績 <ul style="list-style-type: none"> ・類似施設における設計又は施工の業務実績があるか。 ②実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ・経験のある業務責任者が配置されているか。 ③業務提案 <ul style="list-style-type: none"> ③-1 業務の理解度 <ul style="list-style-type: none"> ・県の森林・林業・木材産業に対する施策の方向性を理解・考慮した上で提案しているか。 ・本施設の求められている目的を理解し、施設の現状・課題を考慮した上で提案しているか。 ③-2 提案のストーリー性 <ul style="list-style-type: none"> ・展示室では、「しまねの循環型林業」についてターゲット（主に小学生とその保護者）にとっても理解できるような分かりやすい、ストーリー性のある配置を提案しているか。 ・森林の持つ多面的機能についての展示提案がなされているか。 ・森林・林業と私たちの生活が関連付けられた提案となっているか。 ・森林・林業に興味を抱かせ主題に誘導するようなガイダンス機能を持った提案となっているか。

	<p>③-3 提案の誘客性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映像ギャラリー、模型・実物展示、パネルを組み合わせた、ターゲットに対し魅力的な展示方法を提案し、効果的な配置となっているか。 ・映像コーナーにおいて、特に効果的かつ先進的な技術の活用を提案しているか。 ・映像コンテンツ制作について、大画面を生かした魅力的な提案となっているか。 ・映像ギャラリーをはじめとする機器の更新と運営負荷低減に配慮した提案となっているか。 <p>③-4 提案の現実性・費用配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を技術的に裏付ける実績が記載されている。 ・提案内容により施設整備するときの費用やコーナー毎の配分が、効果に見合うものとなっている。 ・提案内容により施設整備する場合のスケジュールが示され、現実的な設定となっている。 <p>④女性活躍に関する認定の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）、しまね女性の活躍応援企業の認定を受けているか。
(3) 応募者への採否通知	令和8年6月下旬までに、プレゼンテーション参加事業者全員に通知する。
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル提案料はプレゼンテーション参加者に、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は、代表法人に対して1提案あたり5,000円（消費税等含む）を支給する。ただし、事業予定者に対しては支給しない。プロポーザル提案料は、受託者が決定した後に参加表明書に記載された銀行口座に振り込む。 ・審査経過については公表しない。また選定の結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

7. 契約内容等

(1) 委託期間	令和8年度業務：契約締結日から令和9年3月26日 令和9年度業務：契約締結の日から令和10年3月下旬（予定） ※2ヶ年に分けて契約する。
(2) 委託料上限額	47,949千円（消費税及び地方消費税を含む） ※2ヶ年分の上限額とする。 ※上記委託料には、プロポーザル提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打合せに要する費用を含む。
(3) 契約方法	各年度とも事業予定者と委託内容について協議のうえ、改めて見積書を徴し、予定価格の範囲内において委託契約を締結する。契約締結に当たっては地方自治法施行令及び島根県会計規則の諸規定を適用し契約書を作成するものとする。
(4) 委託料の支払	原則として精算払とする。 ただし契約に基づき、契約額の4割以内を前金払することができる。
(5) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(6) 契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。

(7)著作権等	本業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む） その他の権利は、県に譲渡するものとする。 受託者は、著作者人格権を行使しないものとする。
(8)個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）を遵守すること。
(9)契約書	別途作成・提示する。

8. 配点表

審査項目		審査内容	配点	
1	業務実績	博物館・自然館の新設又は改修の展示設計施工業務の業務実績（過去10年間（平成28年度以降）の実績件数）	15	点
2	実施体制	業務責任者の能力	10	点
		業務担当者の能力		
3	業務提案	業務の理解度	70	点
		提案のストーリー性		
		提案の誘客性		
		提案の実現性・費用配分		
4	女性活躍の推進	女性活躍に関する認定の状況	5	点
合 計			100	点